

平成28年度 境港市地域公共交通会議 報告書

【日 時】 平成28年8月30日（火）10:00～11:30

【場 所】 境港市役所 第1会議室

【出席者】 別紙のとおり

【内 容】

1. 議事① 市民生活バスの現行現状について、事務局より説明 資料1

委員 : 交付税とは、国の地方交付税交付金のことか。

事務局 : そうである。

2. 議事② 「岡田商店」「ひまわり」バス停新設について、事務局より説明 資料2

委員 : 生活コース・メインコースともに「岡田商店」「ひまわり」を新設するのか。

事務局 : 両コースとも新設する案を出しているが、この会議で協議をしたい。

委員 : 昨日（8月29日）中浜地区自治連合会の会議があり、このはまる一ふバスのバス停についても協議を行い、色々な意見がでた。

- ・生活コースは15時台のバスの次が17時台と時間が空く。

- ・メインコースのバスの中で悪臭がする。私が想像するに、お年寄りの尿漏れによるものだと考えられる。そこで市民の森にトイレがあるため、市民の森にトイレがある旨を車内放送で流し、お年寄りがトイレを利用できるようにしてはどうか。

- ・幸神町内会長の浜田氏より、幸神町バス停の市民の森側のバス停が狭いため、広くできないか。

- ・岡田商店からも、中浜自治連合会へバス停設置の要望をいただいている。

委員 : 今の所悪臭については、全く話を聞いていない。毎日バスの清掃も行っている。

トレイ休憩に関しては、市民の森のバス停は、一般道路上の路肩に停車しており、長時間の停車はできない。また市役所バス停では、2時間おきに5分の停車をしているため、トイレに行って帰るには、市役所バス停でしかできない。車椅子の方や高齢者の方の乗り降りで時間がかかる（長くて10分程度）場合もあり、そこでロスした時間を市役所バス停で調整するという役割もある。

委員 : ひまわりの前は、道幅が狭いため、道路を拡幅する必要があるのではないか。

委員 : 試走した結果、大型のバスが来た場合は、どちらかの車が端に寄らなければならないが、普通乗用車であれば、すれ違いは可能である。

委員 : トイレ休憩を取るとすれば、どの程度時間が必要なのか。高速バスでは、15分程度休憩を取っているが。

委員 : 道路上でのバスの長時間の駐停車は、道路交通法上問題がある。市役所の敷地内であれば、問題はない。トイレ休憩で止まったり止まらなかったりすると、バスの運行ダイヤが乱れてしまい、バス停でお待ちの方から苦情がくる可能性も高い。

委員 : 先ほども申したが、バスの悪臭について、対策はできるか。

委員 : 今初めて聞いたことなので、すぐにバスを確認して、悪臭がするようであれば、すぐに対策をとる。

- 委員 : 悪臭については、バスのシートは水をはじくタイプか、水を吸収するタイプか。タクシーでも尿漏れなどで悪臭がすることがある。小の方だけではなく、大の方で被害を受けることもある。
- 委員 : バスのシートは、ファブリックのため、水が浸透する。もし悪臭がする場合は、一回全てシートをばらしてから洗濯する。
- 委員 : 毎回停車するのではなく、トイレがあることを車内放送で流せないかという意見が中浜連合自治会で出たことを報告しておきたい。
- 委員 : トイレ休憩をとるとなると、バスのダイヤが乱れ、車内に座っている方やバス停で待っている方からの苦情の原因になる。
- 委員 : 悪臭の件に関しては、ファブリーズを利用してはどうか。
- 委員 : おっしやる通り、シートの汚れをふき取ったうえで、ファブリーズを吹きかける対策をとりたい。
- 委員 : 当たり前かもしれないが、バスに乗られる前に、トイレに行っていただくようを習慣にしてもらいたい。
- 委員 : このバス停新設の件は、今日採択を取るのか。
- 委員 : 今日採択を取るため、他にご意見がある方はお願いします。
岡田商店については、高齢者の方がバスを利用して買い物に、ひまわりについては、親御さんが小さな子供と一緒にバスに乗っていくことが想定されます。
- 委員 : 岡田商店は、駐車場にバス停を設置するのか。
- 事務局 : 駐車場ではなく、道路上に設置する予定である。
- 委員 : 岡田商店の道を挟んで反対側に停車した場合、横断歩道がないと安全に渡ることができないが、安全面は大丈夫か。
- 委員 : まず岡田商店駐車場は、真っ平らな広い駐車場であれば良いが、今の駐車場では接触の危険性があり危ない。
- 委員 : タクシーでも岡田商店の駐車場は危ないと感じる。
- 委員 : 横断歩道を作ることは可能なのか。
- 委員 : 設置自体は、ある程度の期間交通量の調査等を行えば可能である。
- 委員 : 岡田商店の前は非常に交通量が多いため、注意が必要である。
- 委員 : 今後、横断歩道等安全対策については、事務局と境港警察署と協議してください。
※現地を確認したところ、岡田商店の前に横断歩道あり。
- 委員 : ひまわりへのバス停を設置するのは、住民から要望があったのか。
- 事務局 : 要望自体はないが、岡田商店バス停を設置するのにあたって、1.4km 走ることになり、その通り道に『ひまわり』があり、なおかつ利用者が多いため提案させていただいた。
- 委員 : バスを新設するのは良いが、逆に全く利用していないバス停があれば、無くしても良いのではないのか。
- 事務局 : 全く利用していないバス停はないが、正直なところ利用者の差はある。
- 委員 : ひまわりの前の狭い道を通らないといけないのであれば、バス停は要らないのではないのか。

- 委員 : これ以上広い道を通るとなると、さらに大回りをしなければならない。
- 委員 : 孫がたまに、はまる一ふバスを利用するが、非常に喜んでいる。そういったお子さんも他におられると思うので、バスに乗ってひまわりに行く方は、これから出てくるのではないか。
- 委員 : このバス停を設置するのであれば、いつになるか。
- 事務局 : 早くても来年4月以降になる予定。
- 委員 : タクシー業界としての意見を言わせていただく。バス停の新設については、反対。しかし、個人的には、お年寄りや子供が利用しやすくなるので賛成である。
- 委員 : それでは原案通り可決とする。安全面については、警察と協議を行いながら、来年4月に向けて進めてください。

⇒議事②について承認（「岡田商店」および「ひまわり」バス停を新設）

3. 議事③湊町のはまる一ふバス停設置について、事務局より説明 資料3

湊町のはまる一ふバス停設置について

- 委員 : この450mとはどこのことか。
- 事務局 : 小徳歯科クリニックから旧パンの店ささきまでの距離である。
- 委員 : この450mの間にバス停を作ってほしいという事か。
- 事務局 : そうである。
- 委員 : バス停については、60ヶ所程度あり、400m間隔で設置している。
- 委員 : 毎回要望を聞いてはきりがない。400m程度と決めているのであれば、それを基準として判断してはどうか。今回は、見送るということでもいいのでは。
- 委員 : この要望のそもそもの理由は何か。
- 事務局 : より住んでいる地区の近くにバス停を設置してほしいという理由です。
- 委員 : バス停まで歩くことが困難ということであれば、タクシー利用を促すべきでは。
- 委員 : 山間地区では、フリーで乗降できる路線バスがあるはずだが。
- 委員 : 鳥取県中部の東伯で、フリーで乗降できる路線バスがあり、交通量が少なく、道幅も広く、安全性も高いということで、警察から許可を得た上で運行している。
- 委員 : 乗合タクシーというものも山間部にあり、今後これを境港市でも実施し、はまる一ふバスで行けないところをタクシーで賄う交通体系を整備したい。
- 委員 : 伯耆町では、デマンドバスというものがあり、オーダーがあればバスを運行させる。
- 委員 : それは、1人でも運行するのか。
- 委員 : 1人でも運行する。自治体から運行補助がでるため、非常に安い料金で利用できる。
- 委員 : このバス停の新設について、見送るということで決定する。

⇒議事③については見送り（湊町のはまる一ふバス停設置）

4. 議事③外江団地入口バス停移設について、事務局より説明 資料4

- 委員 : おそらく9区の方だと思われるため、9区の自治会長と協議を行ったところ、現在のバス停利用をされる方がいるのであれば、バス停移設は難しいという結論に至った。先ほどの議事と同じく、全ての要望を聞いてはきりがない。

委員 : 現在、外江団地入口バス停を利用されている方が、バス停移設により不便を感じるかもしれないため、この要望は、見送りで良いのではないかと。
委員 : この要望は、どのような経緯で出てきたのか。
事務局 : 地域住民の方から、直接通商観光課へ連絡があり、交通会議の審議にかけてほしいという強い要望があり、議事に挙げた。
委員 : こういった議事は、自治会長を通したうえで、挙げなければならないのでは。
委員 : 委員がおっしゃられる通り、この議事は本来自治会を通すべきであった。
委員 : この議事は、地区の問題なので、まずは地区で精査すべき内容である。
事務局 : 今後は、自治会長さまに相談させていただく。

⇒議事③については見送り（外江団地入口バス停移設）

5. その他

委員 : 公共バスは、境港市内は、はまる一歩バス、米子—境港間は日ノ丸バスが走っているが、それ以外に私バス等はないのか。
事務局 : 現在、米子—境線、米子—米子空港線の2本と境港市内のはまる一歩バスが運行している。
委員 : はまる一歩バスの運行目的は、交通弱者の救済になるのか。
委員 : 道路運送法第78条・79条に基づく運行とは、高齢者福祉、交通空白地の解消としており、自治体が補助金、交付金を使用しながら運行している。
委員 : 神戸なんかは、路線が多いため、70歳以上の方は全て無料であるが、田舎ではそうはいかない。デマンドバスを運行するのは、経費が多くかかるのか。
委員 : デマンドバスは、利用者が必要とした場合のみ運行するが、はまる一歩バスは、空で走ることもあるため、デマンドバスの方が無駄がないと言える。
またはまる一歩バスは、ダイヤ運行であるのに対し、デマンドバスは、利用したいときに利用できるという利点もある。
委員 : 境港市民バスの利用状況について、利用者実績11万9千人は分かるが、どのバス停をどの程度利用したかどうかの詳細が分からない。赤外線センサーをバスにつけたりすれば、安く簡単に集計することができると思うが。
委員 : 赤外線センサー自体は安いですが、どのバス停なのか認識するシステムを構築するのが難しい。利用実態を調査するには、調査員が乗客をカウントするか、運転手が手作業でカウントするしかない。
委員 : 高齢者等の交通弱者の救済を最終目的だとすると、バスを空で走らせれば、その分経費がかかるため、その改善を図るためにも利用実態を把握することが必要になる。
事務局 : 以前行った利用実態調査の結果を、委員のみなさまに後日送付させていただく。
委員 : 境港市では、免許返納をされた方に対して、はまる一歩バス5千円券2冊を贈呈している。
委員 : タクシーでも、免許返納された方へ10%の運賃割引制度がある。

以 上